

平成29年度介護保険サービス事業者集団指導資料

(別冊)

平成29年6月

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

柏原市からの情報提供について

柏原市健康福祉部福祉指導監査課では、介護保険法に基づく事業者の指定ならびに指導および監査に関する事務を行っております。

介護保険サービス提供事業者の方々につきましては、ホームページにより法令改正、通知、新着情報、各種手続き（新規・変更・更新申請）、ならびに指導及び監査などの情報提供を行っておりますので、「柏原市福祉指導監査課のホームページ」の確認を適宜行うようお願いいたします。

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/fukushishido/>

○介護保険に関する様式（事業関係）を PDF 形式及び WORD 形式により提供しています。

（様式の一部は、EXCEL 形式により提供しています。）

○諸手続（新規・変更・更新申請など）の届出方法や届出書類について掲載しています。

●介護保険関係参考資料のページ

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014090200088/>

○平成 27 年度介護報酬改定説明会の資料や、報酬改定に係る厚労省からの Q & Aなどを掲載しています。

柏原市健康福祉部高齢介護課

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/koreikaigo/>

※柏原市のトップページから福祉指導監査課のホームページを表示する場合は、市のトップページの上段にあるキーワード検索欄の横の「組織から探す」を選択し、一覧の中から「福祉指導監査課」及び「高齢介護課」を選択してください。

地域密着型サービス共通事項	
項目	<p>条例等に定められた基準</p> <p>事業の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業者を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第二十條の五に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が二十九人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第七十八條の十三第一項及び第七十八條の十四第一項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地利所特例対象施設に入所等をしている住所地利所特例適用要介護被保険者を含む。）に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。</p>
指導致した際によくあるケースと改善ポイント	<p>○ 柏原市の被保険者であることを確認していない。</p> <p><ポイント> 地域密着型サービスは、指定については市町村長が行い、原則として当該市町村の被保険者に限り利用できる。他の市町村の被保険者の利用相談があった場合は当該他の市町村の被保険者に相談。</p>
利用者について	
認知症対応型共同生活介護	<p>1 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。</p> <p>2 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。</p> <p>3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する田茂の具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならない。</p> <p>4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。</p> <p>5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>6 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行うものとする。</p> <p>7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する認知症対応型共同生活介護計画の変更について準用する。</p>
認知症対応型共同生活介護計画の作成	<p>○ 計画作成担当者が、利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成していない。または記載内容に不足・不備がある。</p> <p>○ 介護計画が更新されていない。または、変更の必要があるにもかかわらず変更されていない。</p> <p>○ 介護計画の内容について利用者又はその家族に対し、説明し同意を得ずに作成している。</p> <p>○ 介護計画を交付していない。または、交付したことを把握していない。</p> <p>○ 入居者が入居しているユニット以外の計画作成担当者より介護計画が作成されている。</p>

<p>項目</p>	<p>条例等に定められた基準</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、医療連携体制加算として、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を1名以上確保していること。</p> <p>ロ 看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。</p> <p>ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者については、看取り介護加算として、死亡日以前4日以上30日以下については1日144単位数を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位数を、死亡日については1日につき1,280単位数を死亡月に加算する。ただし、退去した日の翌日から死亡日までの間又は医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。</p> <p>ロ 意思、看護職員（事業所の職員又は当該事業と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員、介護支援専門員その他の職種の人による協議の上、当該事業所における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。</p> <p>ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者</p> <p>次のいずれにも適合している利用者</p> <p>イ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>ロ 医師、看護職員（事業所の職員又は当該事業と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護支援専門員その他の職種の人（以下「医師等」）が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に家族等が説明を受けた上で、同意している者を含む。）であること。</p> <p>ハ 看取りに関する指針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている者を含む。）であること。</p>	<p>指導した際によくあるケースと改善ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師による24時間連絡できる体制が確保されていない。 ○ 医療連携体制加算を算定している事業所が行うべき具体的な勤務時間が確保されていない。 ○ 算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」が作成されていない。又は内容に不備がある。 ○ 「重度化した場合における対応に係る指針」を、入居者又はその家族に対して、入居の際に説明し、同意を得ていない。 <p><ポイント></p> <p>医療連携体制加算を算定している事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 ・ 看取りに関する指針の整備 <p>が想定されており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき事項としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 急性期における医師や医療機関との連携体制 ② 入院期間中における認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ③ 看取りに関する考え方や、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針 などと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であることが確認されていない。 ○ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係るターミナルケア計画が作成されていない。 ○ 医師、看護師（当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所と密接な連携を確保できる範囲内の距離にある病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションの職員に限る。）、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていない。 ○ 当該加算に係る記録がされていない。又は記録が不十分である。 <p><ポイント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看取り介護加算は、基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に、死亡日を合わせて30日を上限として算定できる。当該利用者が、死亡前に退居等した場合でも算定可能であるが、その際には、当該事業所において看取り介護を直接行っていない退居等した日の翌日から死亡日までの間は、算定することができない。したがって、退居した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り介護加算を算定することはできない。 ・ 当該事業所を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退居等する際、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておく必要がある。 ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、退居等の後も、継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり、利用者の家族、入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で、利用者の死亡を確認することができ、なお、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、退居等の際、本人又は家族に対して説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。 ・ 本人またはその家族への説明、同意や経過等については、適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう、記録しておく必要がある。
-----------	--	---

<p>項目</p> <p>地域との連携等</p>	<p>条例等に定められた基準</p> <p>1 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百五十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>	<p>指導した際によくあるケースと改善ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 概ね6か月に1回以上運営推進会議が開催されていない。 ○ 運営推進会議の議事録（開催記録）が作成されていない。 ○ 運営推進会議の議事録が公表されていない。 <p><ポイント></p> <p>運営推進会議は、指定地域密着型通所介護事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものである。この運営推進会議は、既に設置されているか、確実に設置が見込まれることが必要となるものである。また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。</p> <p>なお、指定地域密着型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。</p> <p>運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければならない。</p>
--------------------------	---	--

変更届提出書類一覧（通所介護・介護予防通所介護）

- 届出について
 - ・サービス情報の変更届については、**事業所単位での届出となります。**例えば、同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所があり、それぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出が必要となります。
 - ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
 - ・**届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。**
- 届出書類
 - ・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
 - ・**資格証・証明書等の写しには、必ず法人代表者名で原本証明を行ってください。**

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 ●事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与して与えます。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。 ①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するようになる場合	来庁	事業所名称が定款等で定められている場合は、定款等変更の手続きが必要です。（「法人情報に更新があった場合」参照） 別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。 事業所番号が変更になる場合は、 事前に ご相談ください。
事業所の所在地（移転）	改めて事前協議が必要となります。 移転を検討する時点で、お早めにご相談ください。 ●柏原市域を越える移転の場合は、届出先や届出方法が異なりますので、「種別移転に伴う事業所を移転する場合の注意事項について」を参照し、 事前に 協議してください。	来庁	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。
建物の構造、設備、専用区画の変更	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 平面図（各部屋の用途、面積を明示） <input type="checkbox"/> 変更された部分の写真(カラー) <input type="checkbox"/> 設備・備品等一覧表 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 ●食室・機能訓練室等の区画が変更になる場合、 事前協議が必要 です。事前ににご相談ください。 ●入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても加算届の届出が無い場合、算定できません。 ●介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。	来庁	補助金を受けて開設した事業所は、必ず整備補助担当課と事前に協議してください。 特別養護老人ホーム等の福祉施設や病院等の医療施設を使用する場合は当該施設の所管課において事前に手続きしておいてください。
介護給付算定に係る体制（加算項目）	<input type="checkbox"/> 詳細については、「介護給付算定に係る体制等に関する届出の届出書類一覧」をご参照ください。	来庁	15日までに届け出た場合、翌月1日から、16日以降の届出となった場合は、翌々月1日からの算定開始となります。なお、処遇改善加算は届出期日が異なりますのでご注意ください。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
運営規程	<input type="checkbox"/> 定員、単位の変更 注1 <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 運営規程 <input type="checkbox"/> 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表(複数単位ある場合は単位ごとで作成)（変更日から4週間分、従業員全員分で作成） <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2	来庁	注1 定員の変更については、大幅に増減(前年度から25%以上の増減)する場合、報酬算定に影響しますので、事前に届出てください。 定員変更・単位追加に伴い区画が変更になる場合は、平面図と写真の添付も必要になります。 注2 従業員数の変更があった場合でも、その際の届出は不要です。定員、サービス提供時間、営業日、単位の変更時に併せて届出てください。但し、指定基準を満たさなくなる場合は、この限りではありません。
管理者の氏名及び住所	<input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 資格証(参考様式9-4) <input type="checkbox"/> 組織体制図(他の業務と兼務する場合のみ) <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2 [婚姻等による氏名変更、又は引越・住所表示の変更等による住所変更のみの場合] <input type="checkbox"/> 変更届出書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 指定に係る記載事項（付表6）※1 <input type="checkbox"/> 変更届連絡票、定型封筒(82円切手貼付)※2	郵送	注1 指定に係る記載事項（付表6）については、事業所情報と変更のあった箇所のみ記載してください。 注2 変更届の受付を証する書類が必要な場合は添付してください。変更届の内容審査後、変更受付票を郵送にてお返しします。市役所まで受け取りにお越しいただける場合は定型封筒（82円切手貼付）の貼付は不要です。

(問合せ先) 柏原市健康福祉部福祉指導課 TEL 072-971-5202 (直通)

Multilingual [サイトマップ](#) [事業者情報](#)

くらし 見どころ 子育て・教育 健康・福祉 まちづくり・市政情報 防災・防犯 環境

【介護保険サービス事業者】介護職員処遇改善加算の実績報告について

2017年5月29日 (福祉指導監査課)

※次のサービス(予防含む)は算定対象外です。
訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

(1) 介護職員処遇改善加算の実績報告の届出について

介護職員処遇改善加算につきましては、算定を受ける年度ごとに届出をしていただく必要があります。算定を受けた場合には、各事業年度における最終の加算の支払を受けた月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。

(2) 届出書類等 (平成28年度分)

- 介護職員処遇改善実績報告書
 - 別紙様式3 介護職員処遇改善実績報告書
 - 記入例
 - 別紙様式3 (添付書類1) 介護職員処遇改善実績報告書 (指定権者内事業所一覽表)
 - ※法人単位等、府内の複数の事業所の報告書を一括して作成する場合は添付すること。
 - 別紙様式3 (添付書類2) 介護職員処遇改善実績報告書 (報告対象都道府県内一覽表)

- 別紙様式3 (添付書類3) 介護職員処遇改善実績報告書 (都道府県状況一覽表)
 - ※他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は、上記添付書類2及び添付書類3を添付すること。
- 賃金支給額の積算根拠となる資料 (平成28年度分)
 - 参考様式1 賃金支給額内訳書 (給与項目ごとの総額)
 - 参考様式2 賃金支給総額一覽 (対象職員ごとの賃金支給総額)
- 定型封筒 (82円切手貼付)
 - ※実績報告の証として受付印を押印した実績報告書の写しが必要な場合は添付してください。

(3) 参考資料

- 介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式列の提示について (平成29年3月9日厚生労働省通知)
- 処遇改善加算のご案内 (リーフレット)
- 介護保険最新情報vol.580 [平成29年度介護報酬改定による介護職員処遇改善加算の拡充について]
- 平成29年度介護報酬改定に関するQ & A (平成29年3月16日)

[戻る](#)

お問い合わせ
福祉指導監査課
電話：072-971-5202
E-Mail：fukushishido@city.kashiwara.osaka.jp

個人情報の取り扱い [リンク](#) [著作権](#) [免責事項](#) [RSS](#)について [ウェブアクセシビリティ](#) [お問い合わせ](#)

介護職員処遇改善実績報告書(平成 28 年度)

柏原市長 様

事業所等情報

介護保険事業所番号
-----------	-------

事業者・開設者	フリガナ 名 称	-----		
主たる事務所の 所在地	〒	都・道 府・県	電話番号	FAX 番号
事業所等の名称	フリガナ 名 称	-----	提供する サービス	
事業所の所在地	〒	都・道 府・県	電話番号	FAX 番号

※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算 (I II III IV)		
②	賃金改善実施期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月		
③	平成 28 年度分介護職員処遇改善加算総額	円		
④	賃金改善所要額 (i - ii)	円		
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額	円		
加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する場合				
⑤	平成 28 年度分介護職員処遇改善加算総額 (平成 28 年度の加算 (I) による算定額から平成 28 年度の加算 (II) による算定額を差し引いた 額)	円		
	⑥	賃金改善所要額 (iii - iv)	円	
	iii) 平成 28 年度の加算 (I) の算定により賃金改善を行った賃金の総額	円		
	iv) 平成 26 年度の従来の加算 (I) を取得した場合の賃金の総額	円		
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を行 う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若 しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手 当、賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職 員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能 な限り具体的に記載すること。)	----- ----- -----		

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算 (I) の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ※ ④ i) 及び⑥ iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。)
- ※ ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ※ ③と④又は⑤と⑥を比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならないこと。
- ※ ④ ii)、⑥ iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せする必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 - ・添付書類 1 : 都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表 (指定権者毎)
 - ・添付書類 2 : 各都道府県内の指定権者 (当該都道府県を含む。) の一覧表 (都道府県毎)
 - ・添付書類 3 : 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法 人 名)

(代表者名) 印

柏原市長 様

①	算定した加算の区分	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
②	賃金改善実施期間	平成28年4月～	平成29年3月		
③	平成28年度分介護職員処遇改善加算総額			3,078,000円	
④	賃金改善所要額(Ⅰ-Ⅱ)			3,079,300円	
⑤	Ⅰ)加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額	238,223,300円			
		Ⅱ)初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総額			
⑥	賃金改善所要額(Ⅲ-Ⅳ)			20,743,000円	
⑦	賃金改善を行った賃金項目及び方法 賃金改善を行う賃金項目(増額若しくは新設した給与の項目(基本給、手当、賞与等)、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限り具体的に記載すること。)	常勤職員○人の基本給に対し3,000円増額、非常勤職員○人の時給に対し1時間50円増額、平成27年○月に年末の賞与を常勤職員○人に5,000円、非常勤職員○人に2,000円増額 加算の利率は540,000円を、平成28年5月に一時金として勤務時間数に比例して分配した。			

＜留意事項＞

- ← 計画書に記載した実施期間を確認してください。
- ← 平成28年4月から平成29年3月サービス提供分までの加算総額(利用者負担額を含む)を記入してください。ただし、月遅れ請求、過誤調整等があった場合には、実際に国保連から支払われた月分の加算としてください(※基本的に、国保連における平成28年5月～平成29年4月審査分までの加算総額(利用者負担額を含む)となります)。また、区分支給限度額を超えてサービスを提供し、その分の処遇改善加算額を徴収した場合は、その額も加えてください。
- ← ③の総額を上回ることが加算の要件です。
- ← 賃金改善を含めた介護職員の人事費総額(②の期間内)を記入してください。障がい福祉サービスなど介護保険の加算の対象外事業と兼務する職員がいる場合は、各事業の労働時間などで務分してください。賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は、賃金改善額に含まれることができます。
- ← この項目は、今年度の職員についてⅰ)とⅱ)を比較するためであり、初めて加算を取得した月の前年度に勤務していなかった介護職員については、初めて加算を取得した月の前年度の同種同等の職員の賃金水準とします。また、初めて加算を取得した月の前年度に退職した職員は考慮しません。
- ← 加算(Ⅰ)を算定した場合に⑤、⑥の記入でも可能ですが(その場合でも③は記入してください)③の総額と「今年度の報酬単位数にⅡの加算率を乗じた場合の総額」の差額を記入します。ここでいう加算(Ⅰ)、加算(Ⅱ)の加算率は平成28年度の加算率です。
- ← (便宜上、次の計算式で③の数字から割り出してください)
通所介護の場合 = (③の総額) - ((③の総額) ÷ (4/100) × (2.2/100))
記入例の場合、3,078,000 - (3,078,000 ÷ (4/100) × (2.2/100)) = 1,385,100円
- ← ④のⅰ)と同様の考え方です。
- ← 「平成28年度の前年度の従来(Ⅰ)の賃金改善を含む賃金水準」の総額を記載してください。今年度の職員についてⅱ)とⅲ)を比較するためであり、平成28年度に勤務していなかった介護職員については、平成28年度の前年度同種同等の職員の賃金水準とします。また、前年度に退職した職員は考慮しません。
- ← 賃金改善の内容について、項目・対象となる職員、単価、時期など、具体的に記入してください。

【その他注意事項】
 ②の実施期間は、平成27年度の実施期間と連続した期間とし、重複しないようにしてください。
 ・夜勤手当など入回数によって変動する金額は④の賃金の総額には含めませんが、夜勤手当等の増額分(法定増を除く)については含めて差し支えありません。

※介護職員処遇改善計画書において加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書においても加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
 ※加算(Ⅰ)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
 ※④①及び④②については、標準の規模となる資料を添付すること。(任意の様式で可)
 ※④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分もまわることができるとする。
 ※④②又は⑥②と比較し、必ず④又は⑥が上回らなければならぬこと。
 ※④③、⑥③の算定に関しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善実施期間の時点までに職員が増加した場合は、当該職員と同数の勤務年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せすることに留意すること。
 ※複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
 添付書類1: 施設内、当該計画に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
 添付書類2: 各都道府県の指定権者(当該都道府県毎)の一覧表(都道府県毎)
 添付書類3: 計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
 ※虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に關して不正を行った場合には、支払われた介護給付金の返還を求められることや介護事業者の指定が取り消される場合があることに留意すること。
 上記について相違ないことを証明いたします。

平成 年 月 日 (法人名) 印
(代表者名)

介護保険サービス事業者の指定申請及び指定更新申請の審査手数料について

1 徴収開始予定時期：平成30年4月1日以降の指定申請及び指定更新申請

2 手数料の額及び対象サービス

	指 定		更 新（6年毎）	
	居 宅 サ ー ビ ス	30,000 円	同時申請※1	10,000 円
介 護 予 防 サ ー ビ ス	30,000 円	35,000 円	10,000 円	10,000 円
居 宅 介 護 支 援	30,000 円		10,000 円	
地域密着型サービス（※2）	30,000 円	同時申請※1	10,000 円	同時申請※1
地域密着型 介護予防サービス（※2）	30,000 円	35,000 円	10,000 円	10,000 円
介 護 予 防 支 援	30,000 円		10,000 円	
介護予防・生活支援サービス （旧介護予防相当サービスに限る。）	30,000 円	同時申請※1 35,000 円	10,000 円	同時申請※1 10,000 円

※1 同時申請を行うことができるサービスは、同一事業所で一体的に事業を運営することが認められているサービスの組み合わせ（例：訪問看護と介護予防訪問看護、地域密着型通所介護と旧介護予防通所介護相当サービス など）に限る。

※2 柏原市の区域内に所在する事業所に限る。



内閣府

へい せい ねん がつ つい たち
平成 28 年 4 月 1 日から

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう
障害者差別解消法

が スタート します!

ほくりつ しょうがい ひと ひと たが ひと ひと あ
この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、
とも い しゃがい めざ
共に生きる社会をつくることを目指しています。

ちゅう せい しふ めいしゅう しょうがい りゆう きべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法って 知っていますか？

この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。そのことによって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指しています。

＜不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供＞

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。これを「不当な差別的取扱いの禁止」といいます。

「合理的配慮の提供」とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(※)に、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。これを「合理的配慮の提供」といいます。

※ 言語（手話を含む。）、点字、拡大文字、筆談、実物を示すことや身振りなどのサインによる合図、触覚など様々な手段により意思が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。



たいしょう しょうがいしゃ 対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害のある人も含む。）、その他の心や体のはたらきに障害がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です。（障害児も含まれます。）

たいしょう じぎょうしゃ 対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスなどをくりかえし継続する意思をもって行う人たちです。

ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

たい おう よう りょう たい おう し しん 「対応要領」「対応指針」とは？

たい おう よう りょう ▼ 対応要領

国・都道府県・市町村などの役所は、それぞれの役所で働く人が適切に対応するために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応要領」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることにされています。

役所で働く人は、この対応要領を守って仕事をします。

※ 都道府県や市町村など地方の役所は、「対応要領」を作ることに努めることにされています。

たい おう し しん ▼ 対応指針

事業者を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障害のある人などから意見を聴きながら作ることにされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

	さだめ きかん 定める機関	たいしょう 対象
たい おう よう りょう 対応要領	くに とどう ふけん しちょうそん やくしょ 国・都道府県・市町村などの役所	やくしょ はたら ひと 役所で働く人
たい おう し しん 対応指針	じぎょうしゃ しょかん くに やくしょ 事業者を所管する国の役所	がいしゃ みせ じぎょうしゃ 会社やお店などの事業者

ふ とう さ べつ てき とり あつか 不当な差別的取扱い

しょうがい ひと たい せいとう りゆう しょうがい りゆう ていきょう きよひ
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否
ていきょう ばしょ じかんたい せいげん しょうがい
することや、サービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障害のない
ひと しょうげん きんし
人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。
せいとう りゆう ほんだん ばあい しょうがい ひと りゆう せつめい りがい え
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得る
つと たいせつ
よう努めることが大切です。

ふ とう さ べつ てき とり あつか ぐ たいれい 〈不当な差別的取扱いの具体例〉

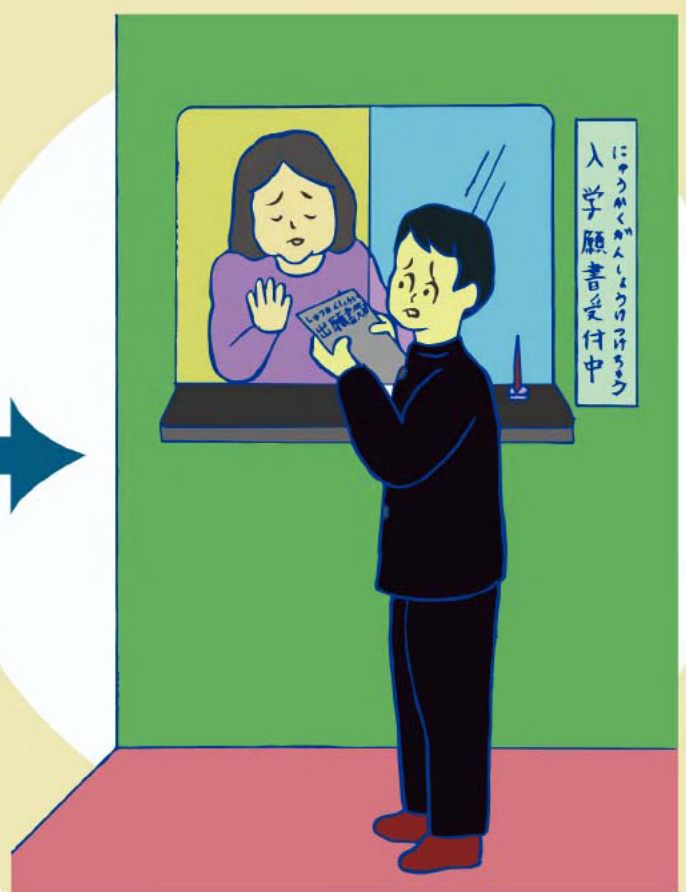


うけつけ たいおう きよひ
受付の対応を拒否する。



ほんにん むし
本人を無視して
かいじょしゃ しえんしゃ
介助者や支援者、
つきそ ひと
付き添いの人だけに
はな
話しかける。

がっこう じゅけん にゅうがく きよひ
学校の受験や、入学を拒否する。



しょうがいしゃ む ぶっけん
障害者向け物件はないと
い たいおう
言って対応しない。



ほ ごしゃ かいじょしゃ
保護者や介助者が
いっしょ
一緒にいないと
みせ い
お店に入れない。

合理的配慮

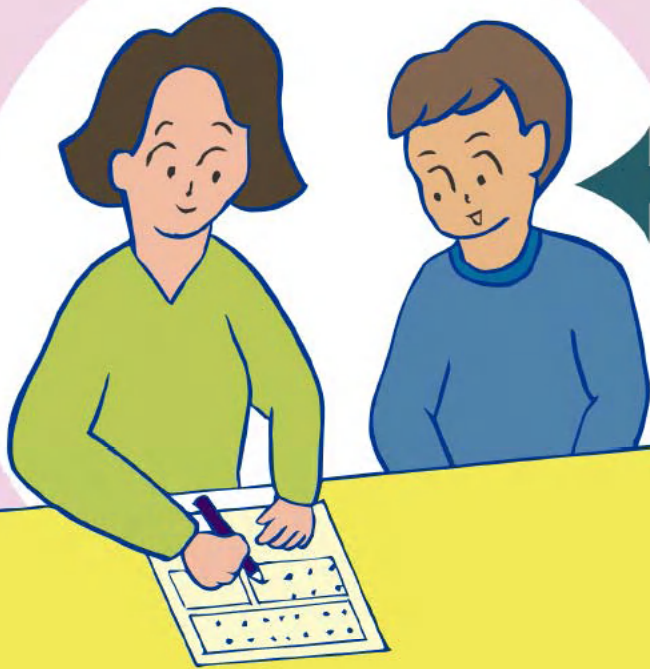
合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「車いすを押して店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

合理的配慮の具体例



障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。



しょうがい ひと
 障害のある人から、
 「自分で書き込むのが難しいので代わりに
 書いてほしい」と伝えられたとき、
 代わりに書くことに問題がない書類の
 場合は、その人の意思を十分に
 確認しながら代わりに書く。

い し つた あ え
 意思を伝え合うために絵や
 写真のカードやタブレット
 端末などを使う。



だん さ ば あい
 段差がある場合に、スロープ
 などをを使って補助する。

ごう り てき はい りょ じ れい な い か く ふ
 合理的配慮の事例が内閣府のホームページ
 にあります。

ごう り てき はい りょ
 合理的配慮サーチ

けん さく
 検索 🔍

ごう り てき はい りょ しょうがい しゅべつ せいかつ ば めん
 合理的配慮サーチでは、障害の種類別や生活の場面から
 事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、
 さらに具体例を収集・蓄積し、内容を充実させていきます。

こま

困ったときは…

しょうがい ひと ふとう さべつてきとりあつかう こうりてきはいりょ ていきょう
障害のある人は、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、
こま ちいき みちか そうだん う つ まどくち そうだん
困ったことがあったら、地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談してください。

ち いき なか

地域の中のつながり

とうふけん しちようせん しょうがいしゃ さべつ がいしやう とりくみ おこな
都道府県や市町村においては、障害者差別を解消するための取組を行うネットワークとして、
ちいき さま さま かんけい きかん しょうがいしゃ さべつがいしやう しえん ちいききょうぎ かい
地域の様々な関係機関などによる「障害者差別解消支援地域協議会」をつくることができることと
されています。

しょうがいしゃ さべつ がいしやう かんけいしゃ はな あ ば たが かお み かんけい
障害者差別を解消するために、関係者が話し合う場をつくり、互いに「顔が見える」関係ができれば、
たが りかい
互いを理解しやすくなります。

しょうがい ひと ひと とも く ちいき いっぽ ちいききょうぎ かい
障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくること
きたい
期待されます。



内閣府

ないかくふ せいさくとうかつかん きょうせいしゃがいせいざんとう づきしょうがいしゃ ざくたんとう
内閣府政策統括官（共生社会政策担当） 付障害者施策担当
とうきやうと ちよだくながたちょう ちゅうおうこうどうちやうしや ぐうかん
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎8号館
でんわ
電話：03-5253-2111 ファックス：03-3581-0902
ホームページ：<http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

きやうりやくこう あいちけんりつはんたくとくべつしえんがっこう とうかこうしや つくばだいがくふぞくおおつかとくべつしえんがっこう
協力校：愛知県立半田特別支援学校 桃花校舎、筑波大学附属大塚特別支援学校、
ふくしまけんりつ やうごがっこう ころ
福島県立いわき養護学校くぼた校

きやうりやくしや ささきのぶゆきし つくばだいがく つげまさよしし 明いほうかんこうとうがっこう なぐも あきひこし
協力者：佐々木 信行 氏、筑波大学 柘植 雅義 氏、明蓬館高等学校 南雲 明彦 氏

※このリーフレットは、知的障害のある方などから御意見をいただきながらつくられた17です。

